

議案第 28 号

専決処分の承認を求めることについて

(平成 30 年度向日市下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号))

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分 (平成 30 年度向日市下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)) したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 27 日提出

向日市長 安 田 守

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定
により、次のとおり専決処分する。

平成30年度向日市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成31年3月29日

向日市長 安 田 守

平成30年度向日市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度向日市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成31年3月29日

向日市長 安 田 守

第 1 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 事 業 費	1 事 業 費	和 井 川 1 号 幹 線 整 備 事 業	1 1 3 , 3 2 0